

# 患者に身近な地域での施策推進 が求められる段階に



当会顧問・西間三馨先生と（10月21日  
第72回日本アレルギー学会学術大会）

NPO法人アレルギーを考える母の会 園部まり子

令和5年10月25日（水）

# 「基本的な指針」改正で重視された方向性

(以下の指針の文は要旨)

## ① 【地域の施策は自治体が主体的に策定する】

- 自治体は自主的、主体的に地域の特性に応じた施策を策定し実施する。そのために業務を統括する部署の設置又は担当する者の配置に努める。第五の(2)
- 都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会等を通して地域の実情を把握し、地域のアレルギー疾患対策の施策を策定、実施するよう努める。第五の(2)

## ② 【発症予防の取り組みは市町村が主役】

- アレルギー疾患の発症・重症化の予防及び症状の軽減を図る(6か所に記述)、市町村保健センター等で実施する母子保健事業を通し、適切な保健指導や医療機関への受診勧奨等、適切な情報提供を実施するよう求める。第二の(2)

## ③ 【災害対策も自治体が中心に担う】

- 地方公共団体は、食物アレルギーに対応した食品等を適切なタイミングで必要な者へ届けられるよう、防災担当部署等とアレルギー疾患対策に関わる部署等が連携する。避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、国及び関係団体からの食料支援も活用した食物アレルギーに配慮した食品の確保等に努める。第五の(3)

## ④ 【外食・中食の表示を国が推進する】

- 外食・中食における食物アレルギー表示は、消費者の需要や誤食事故等の実態を踏まえ、関係業界と連携し実行可能性にも配慮しながら食物アレルギー表示の適切な情報提供に関する取組等を積極的に推進する。第二の(2)

# アレルギー疾患対策基本法の狙い

(平成26年6月成立、同27年12月施行)

第3条 アレルギー疾患対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 1 (施策の総合的な実施により生活環境の改善)
- 2 アレルギー疾患を有する者が、その居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切なアレルギー疾患に係る医療（以下「アレルギー疾患医療」という。）を受けられるようにすること。
- 3 国民が、アレルギー疾患に関し、適切な情報を入手することができるとともに、アレルギー疾患にかかった場合には、その状態及び置かれている環境に応じ、生活の質の維持向上のための支援を受けられるよう体制の整備がなされること。
- 4 (専門的、学際的又は総合的な研究の推進と成果の普及・活用)

# ①【地域の施策は自治体が主体的に策定する】

- 自治体は自主的、主体的に地域の特性に応じた施策を策定し実施する。そのために業務を統括する部署の設置又は担当する者の配置に努める。 第五の（2）
- 都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会等を通して地域の実情を把握し、地域のアレルギー疾患対策の施策を策定、実施するよう努める。 第五の（2）



## 昨年秋、13県の担当課を訪問し意見交換を行った

- ・岩手県 国保健康課（8月30日）
- ・宮城県 疾病・感染症対策課（9月1日）
- ・沖縄県 地域保健課（9月6日）
- ・福島県 健康づくり推進課（9月13日）
- ・青森県 がん・生活習慣病対策課（9月20日）
- ・秋田県 保健・疾病対策課（9月21日）
- ・山梨県 健康増進課（10月7日）
- ・長崎県 医療政策課（10月12日）
- ・佐賀県 健康福祉政策課（10月12日）
- ・福岡県 がん感染症疾病対策課（10月13日）
- ・大分県 健康づくり支援課（10月13日）
- ・宮崎県 健康増進課（10月18日）
- ・熊本県 健康づくり推進課（10月19日）

# 意見交換を通じて見えたこと、考えたこと

## 【実情と課題】

- 県アレルギー疾患医療連絡協議会を開催していない県が4県あった
- 「核となるアレルギー専門医がないので、協議会を開催できない」という県があった
- ほとんどの県で一人の担当者がアレルギー疾患対策を担い、他業務と兼務していた。全く異なる分野から異動しゼロからスタートという人もいた
- 施策を立案できる行政担当者の人材育成が必要との意見が多かった
- 行政担当者の多くは取り組む施策についての情報を医師から得ていた。具体的な施策については、近隣県の担当者と連絡をとって情報を交換していた

## 【必要な取り組み】

- 医師からの情報だけで地域に必要な施策を企画するには無理がある
- 厚生労働省は、都道府県の担当者が情報を交換でき、他地域の取り組みを知ることができるなど、取り組み意欲を喚起し、交流や情報で支援する仕組みを作ることが有効だと考える（厚生労働省がん・疾病対策課と意見交換済み）

## (基本的な指針の主な改正点)

### ②【発症予防の取り組みは区市町村が主役】

- 「重症化の予防」から「発症や重症化の予防」に書き換え（6か所）
- 市町村保健センター等で実施する母子保健事業を通し、適切な保健指導や医療機関への受診勧奨等、適切な情報提供を実施するよう求める。第二の（2）



### 区市町村の保健師・栄養士等の活躍に期待

(パママ教室や健診などの機会に適切な情報提供等)

#### 例えば

- 妊娠中、授乳中に食物を除去しても食物アレルギーの発症は予防できない
- 食物摂取を遅らせることは、かえって食物アレルギーを発症させやすくする
- 乳児期のアトピー性皮膚炎や痒い湿疹が食物アレルギー発症のリスクとなる



(厚生労働省研究班 平成31年3月)



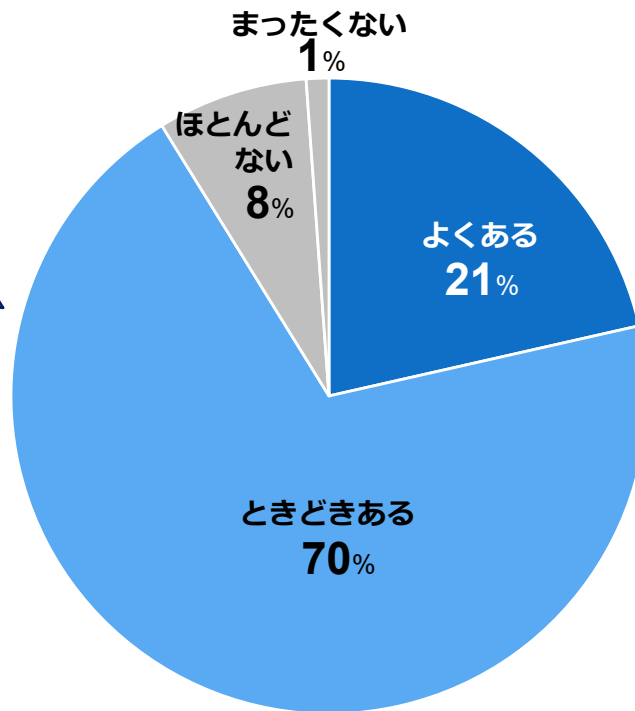
# 当会が現場の保健師・栄養士などを対象に行った調査

令和3年度（独）福祉医療機構社会福祉振興助成事業

（監修：川崎市立看護大学副学長 荒木田美香子先生）

市町村保健センター等・保健所に勤務している人  
N=261

相談を受け  
る機会は  
多い



保護者から受けるアレルギー疾患に関する相談の頻度



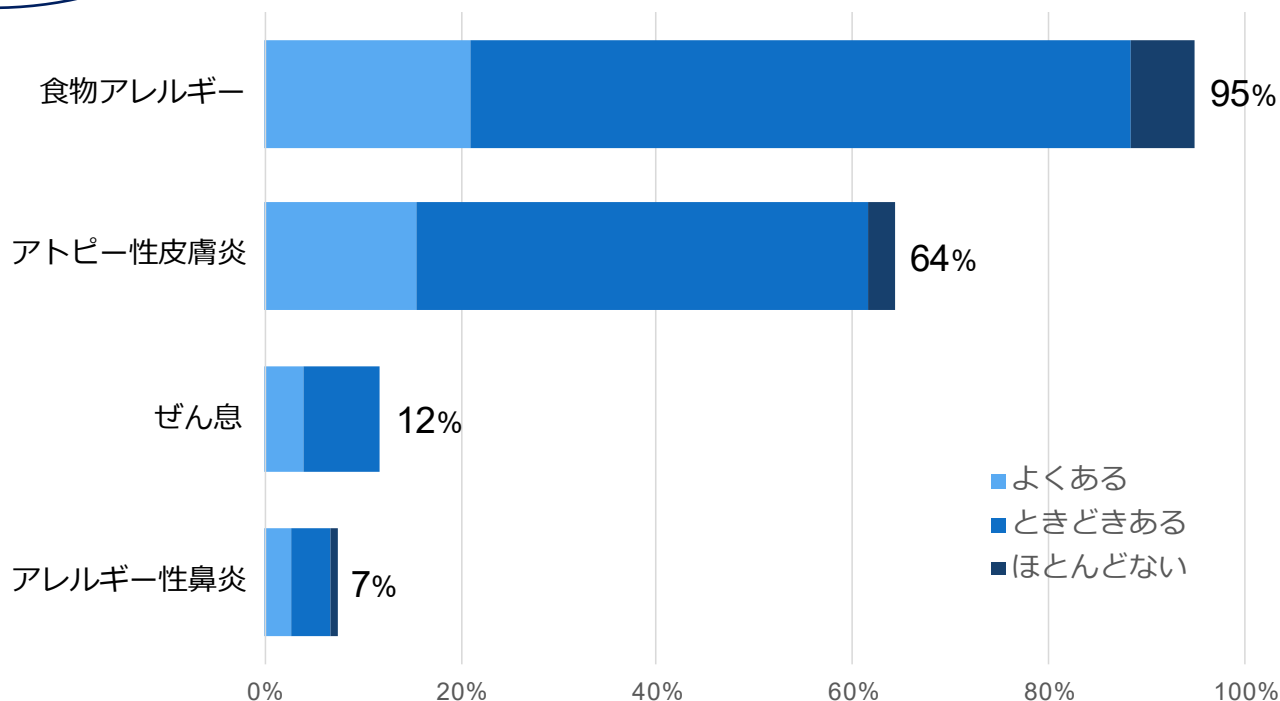
# 当会が現場の保健師・栄養士などを対象に行った調査

令和3年度（独）福祉医療機構社会福祉振興助成事業

（監修：川崎市立看護大学副学長 荒木田美香子先生）

食物アレルギーの相談が多い

市町村保健センター等・保健所に勤務しアレルギー疾患の相談を受けると回答した人  
N=258（複数回答）



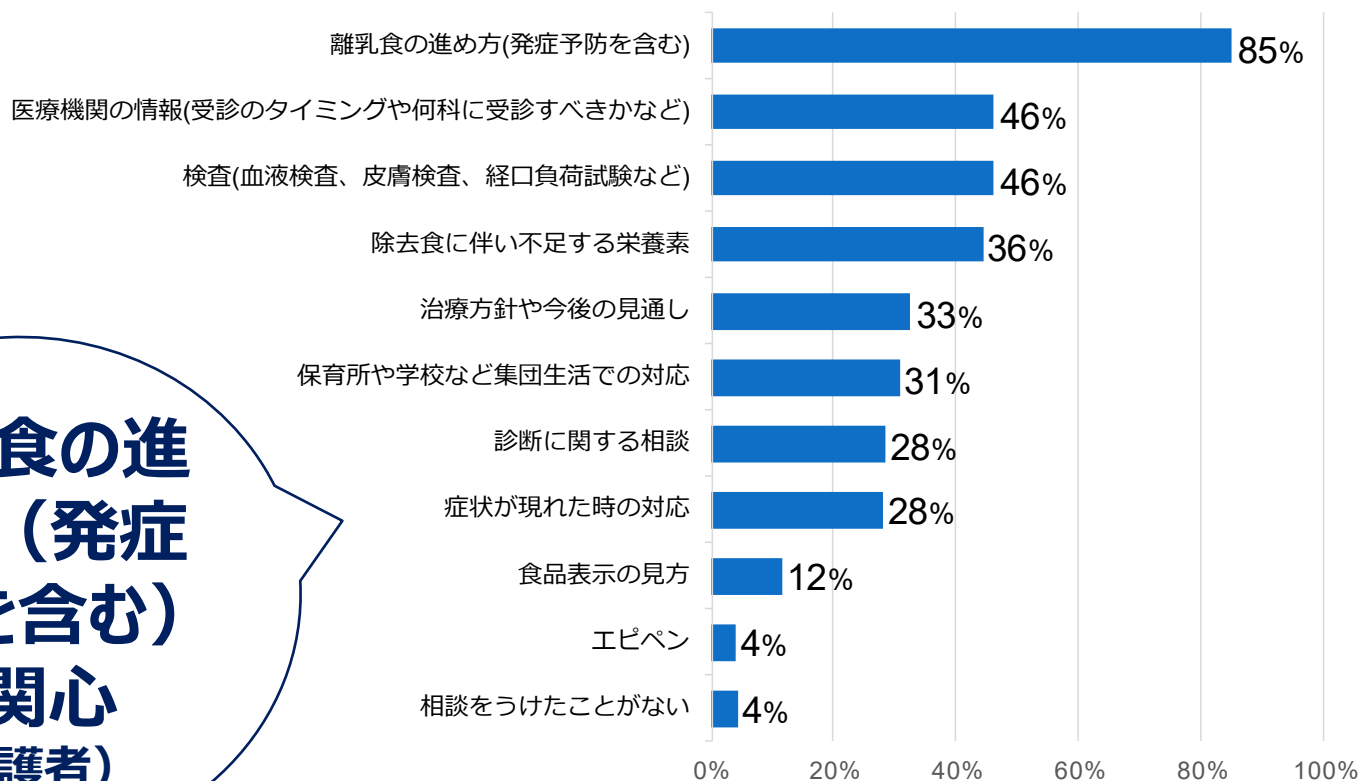
保護者から受けるアレルギー疾患別の相談の割合

# 当会が現場の保健師・栄養士などを対象に行った調査

令和3年度（独）福祉医療機構社会福祉振興助成事業

（監修：川崎市立看護大学副学長 荒木田美香子先生）

市町村保健センター等・保健所に勤務し  
アレルギー疾患の相談を受けると回答した人  
N=258（複数回答）



離乳食の進め方（発症予防を含む）  
に関心  
（保護者）

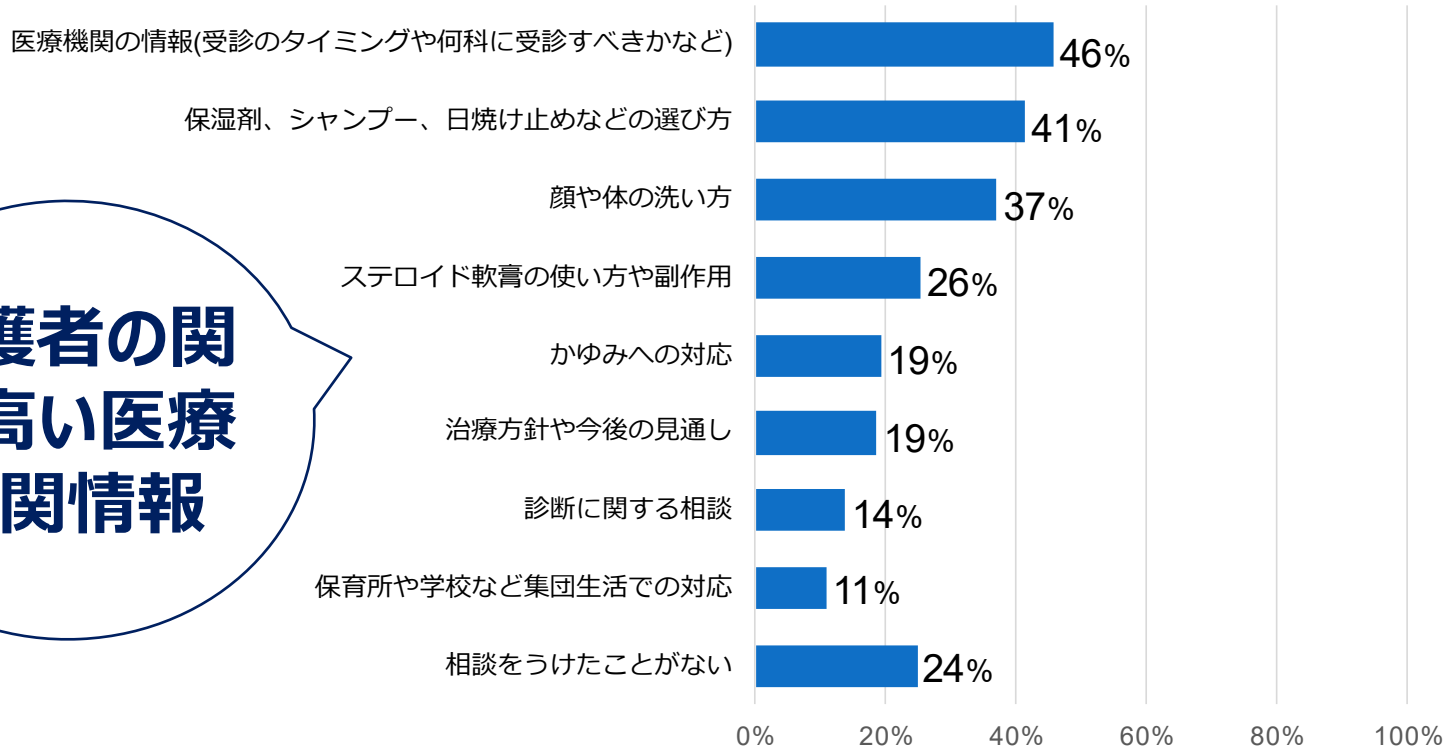
食物アレルギーに関する相談内容

# 当会が現場の保健師・栄養士などを対象に行った調査

令和3年度（独）福祉医療機構社会福祉振興助成事業

（監修：川崎市立看護大学副学長 荒木田美香子先生）

市町村保健センター等・保健所に勤務し  
アレルギー疾患の相談を受けると回答した人  
N=258（複数回答）



保護者の関  
心高い医療  
機関情報

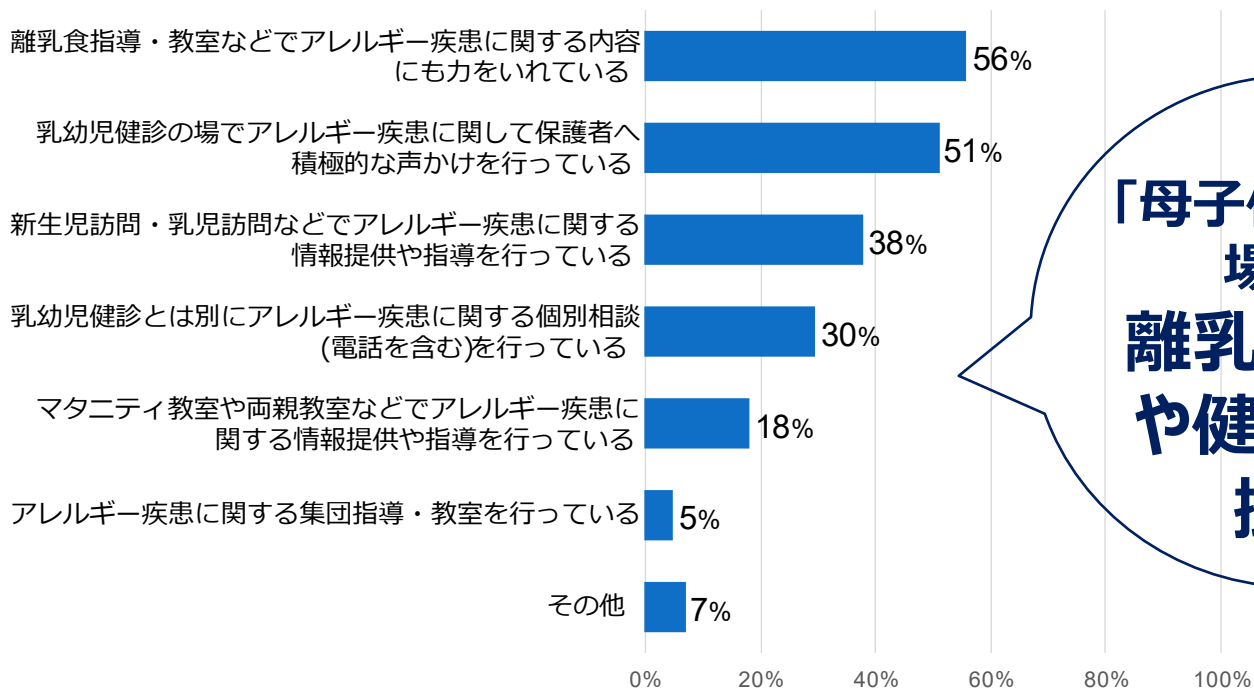
アトピー性皮膚炎(乳児湿疹を含む)に関する相談内容

# 当会が現場の保健師・栄養士などを対象に行った調査

令和3年度（独）福祉医療機構社会福祉振興助成事業

（監修：川崎市立看護大学副学長 荒木田美香子先生）

市町村保健センター等・保健所に勤務しており、  
「積極的に取り組んでいる」「まあまあ取り組んでいる」と回答した人  
N=145（複数回答）



「母子保健」の現場では  
離乳食指導  
や健診で声  
掛け

母子保健に関する事業におけるアレルギー疾患に対する取り組みの内容

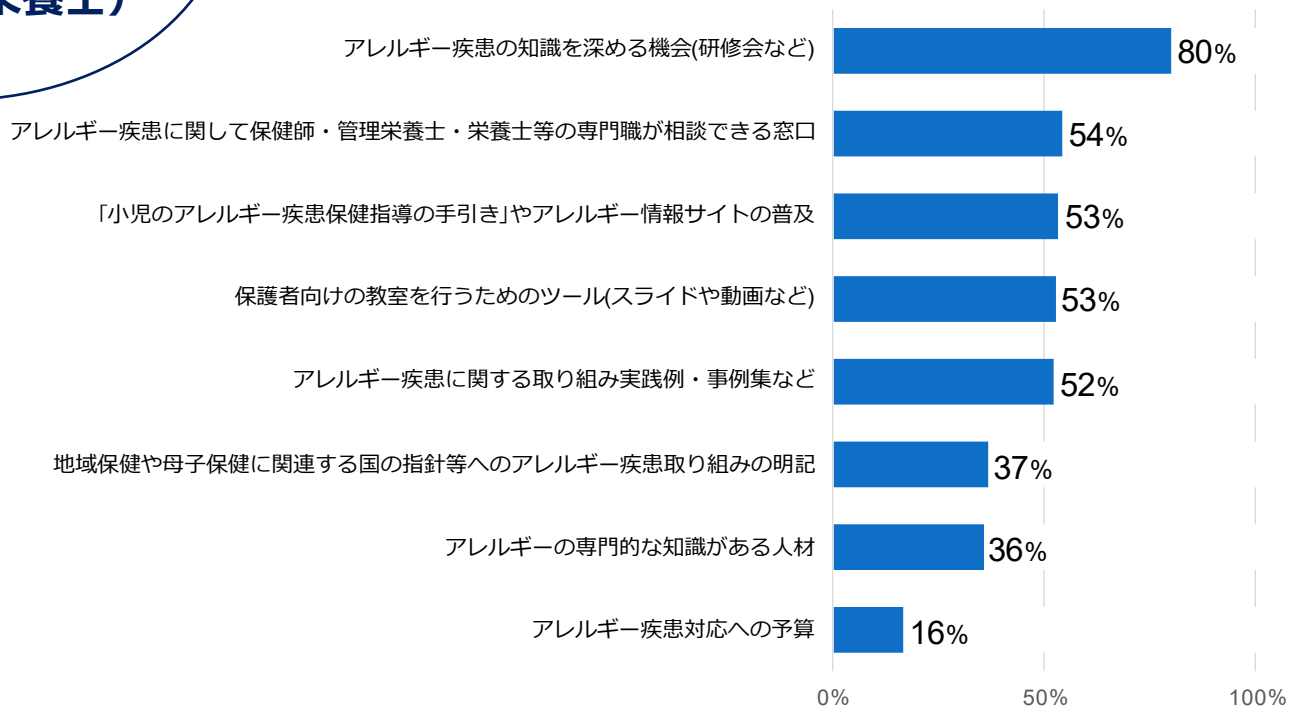
# 当会が現場の保健師・栄養士などを対象に行った調査

令和3年度（独）福祉医療機構社会福祉振興助成事業

（監修：川崎市立看護大学副学長 荒木田美香子先生）

「知識を深める  
機会が必要」  
（保健師、栄養士）

市町村保健センター等・保健所に勤務している人  
N=261（複数回答）



母子保健に関する事業においてアレルギー疾患に取り組むための要望

### ③ 【災害対策も自治体が中心に担う】

- 地方公共団体は、食物アレルギーに対応した食品等を適切なタイミングで必要な者へ届けられるよう、防災担当部署等とアレルギー疾患対策に関わる部署等が連携する。避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、国及び関係団体からの食料支援も活用した食物アレルギーに配慮した食品の確保等に努める。第五の（3）



#### 【実情と課題】

- 必要な施策は示されている

例えば：「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府（防災担当）平成25年8月、同28年4月改定）

：「災害時におけるアレルギー疾患の対応」（令和3年度厚生労働科学研究）

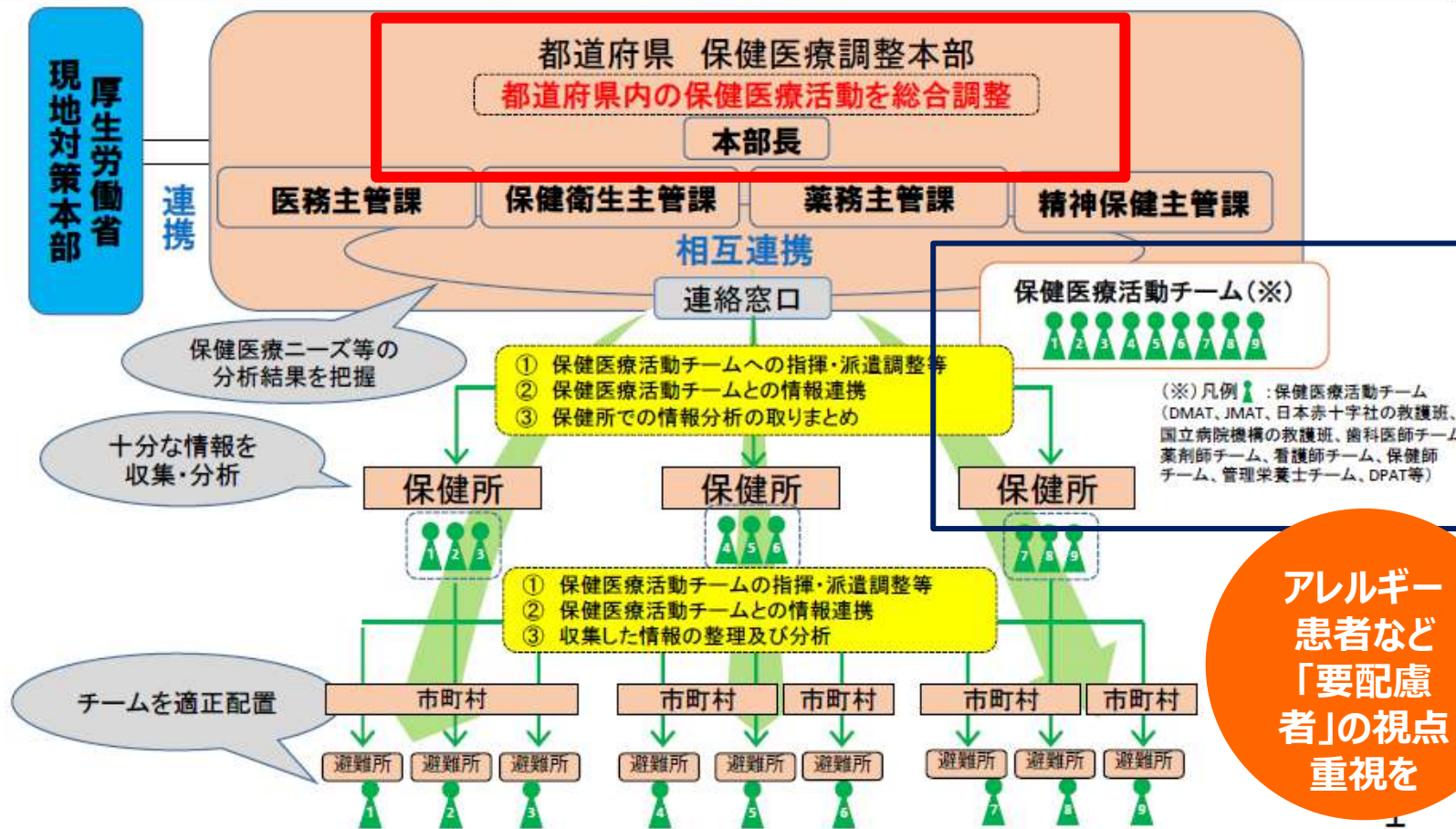
- ただ災害発生時、実際には取り組まれていない（当会が活動した被災地）

#### 【必要な取り組み】

- 都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会を活性化させ、改正された指針に基づく取り組みを。ここでも地域に身近な連絡協議会がポイントになる

# 大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について（平成29年7月通知）

- 熊本地震の経験を踏まえ、被災都道府県に設置された保健医療調整本部において、保健所と連携し、
- ① 保健医療活動チームに対する指揮、連絡及び派遣調整
  - ② 保健医療活動チームとの情報連携
  - ③ 収集した保健医療活動に係る情報の整理及び分析
- を一元的に実施し、保健医療活動を総合調整する体制を整備する。



# 「要配慮者」としてのアレルギー患者支援

## アレルギー患者は「要配慮者」

「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」  
(平成25年8月、同28年4月改定)に明記

## 第1 平時における対応

### 1 避難所の組織体制と応援体制の整備

#### (1) - ①体制の整備

平常時から市町村の防災関係部局、福祉関係部局及び保健衛生関係部局が中心となり、関係部局等が協力して、『避難所運営準備会議(仮称)』を開催し、**要介護高齢者、障害児者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等(以下「要配慮者」という。)**や在宅者への支援も視野に入れて連携し、災害時の対応や役割分担などについて決めておくこと

「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」



# 「要配慮者」対応の施設指定を

(平時から自治体広報などを通じ住民に周知)



(国・県・民間)

受け入れ

行政・応援の保健師・栄養士

JDA-DAT

ボランティア など



(指定の場所)

福祉避難所

(市町村)

配布

自治体の備蓄

など

アレルギー対応食

糖尿病食

高齢者食

離乳食



(避難所・在宅避難)

- \*被災者行政の枠組みの中に位置づけることで全国の自治体で取り組まれることをめざす
- \*主体は市町村、ボランティアは補完の役割

# すべての自治体で「取組指針」の実行を！

## 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」

内閣府（防災担当）平成25年8月、同28年4月改定（抜粋）

発災翌年の平成24年10月、内閣府に「避難所における良好な生活環境の確保に関する検討会」が設置された。「母の会」代表が委員として報告・提案した内容が盛り込まれた

### 第1－4 避難所における備蓄等

#### （1）食料・飲料水の備蓄

食物アレルギーの避難者にも配慮し、アルファーマイ等の白米と牛乳アレルギー対応ミルク等を備蓄する。必要な方に確実に届けられるよう、要配慮者の利用にも配慮する

### 第2－7 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮

#### （1）食事の原材料表示

食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、避難所で提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにする

#### （2）避難者自身によるアレルギーを起こす原因食品の情報提供

食物アレルギーの避難者の誤食事故の防止に向けた工夫として、（中略）食物アレルギーの対象食料が示されたビブス、アレルギーサインプレート等を活用する

### 第2－8 衛生・巡回診療・保健

#### （7）② 生命・身体に配慮を要する避難者への対応

アトピー性皮膚炎の悪化を避けるための仮設風呂・シャワーを優先的な使用させることや、喘息など呼吸器疾患の悪化を避けるためのほこりの少ない場所への避難などの配慮がなされることが望ましい

厚生労働科学研究(令和2、3年度)

# 「大規模災害におけるアレルギー疾患患者 の問題の把握とその解決に向けた研究」

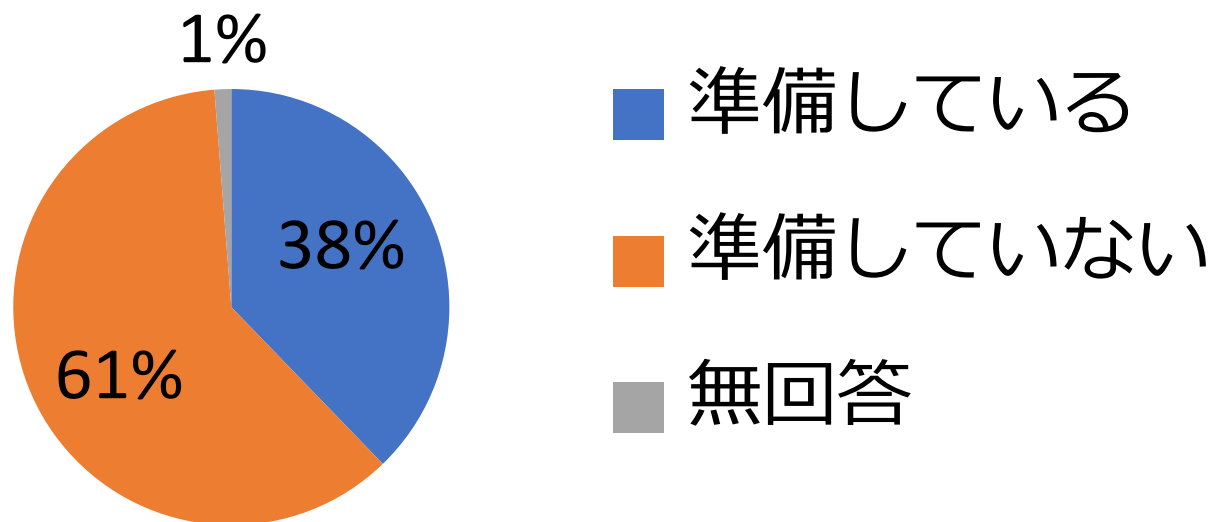
(当会も研究協力者として参画)

第58回 日本小児アレルギー学会学術大会シンポジウム  
大規模災害時におけるアレルギー疾患患者の問題とその対応  
行政側から見た問題点とその解決 から



平成23年4月17日 岩手県陸前高田市

問 避難所で食料や食事（炊き出し、弁当を含む）の提供を行う際に食物アレルギーを有する避難者に配慮した準備をしていますか n=323



#### <準備の内容>

アレルギー対応食の備蓄

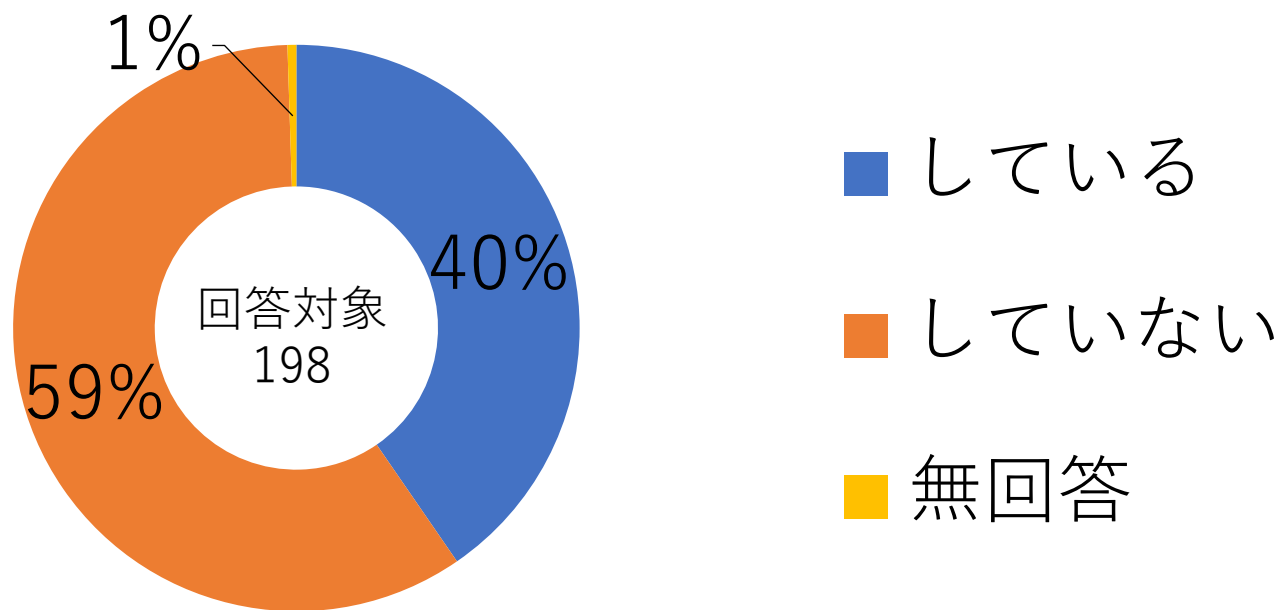
原材料表示の資材/使用食品掲示の取り決め

食物アレルギーを表示するカードやビブス

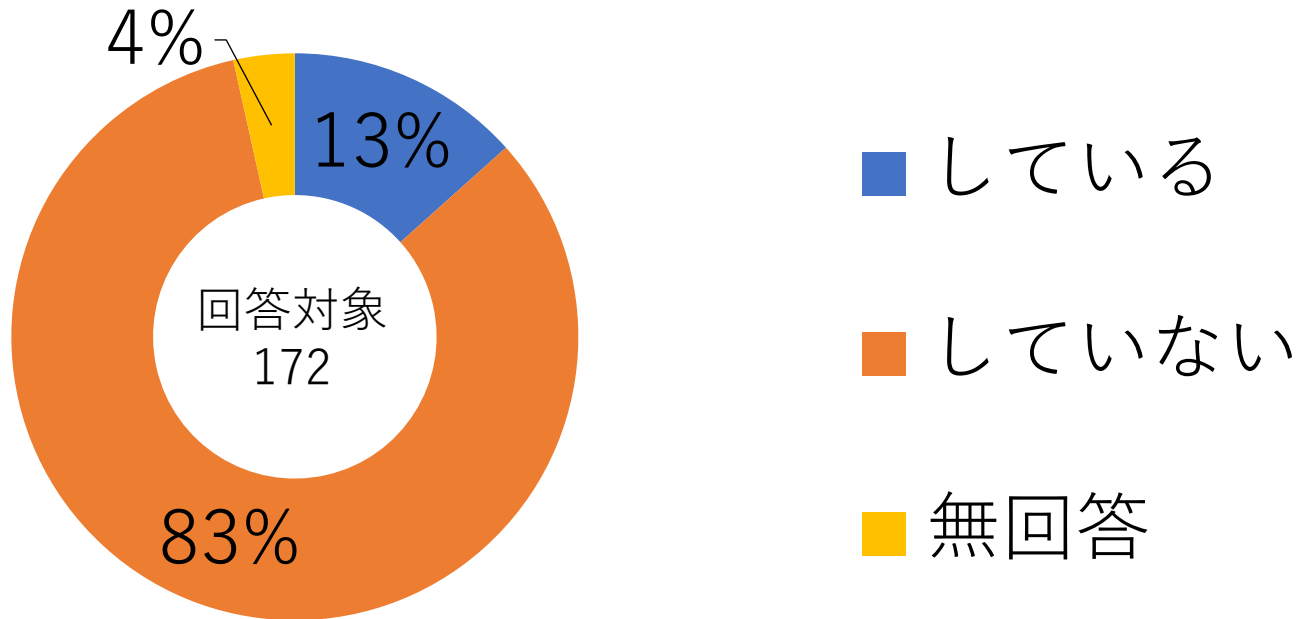
避難所の受付や食料配布時の食物アレルギーの確認



# アレルギー対応食品について 各部署との情報共有の有無



# アレルギー対応食品についての 住民への情報公開



## ④【**外食・中食の表示は国が推進する**】

- 外食・中食における食物アレルギー表示は、消費者の需要や誤食事故等の実態を踏まえ、関係業界と連携し実行可能性にも配慮しながら食物アレルギー表示の適切な情報提供に関する取組等を積極的に推進する。第二の（2）



### 「**外食等におけるアレルギー情報の提供の在り方検討会**」中間報告

（平成 26年12月 、平成27年4月 一部改定）

#### （中間報告） 9 おわりに

本報告書の内容を踏まえ、消費者庁による食物アレルギー患者や事業者に対するアレルギー情報の提供促進のための取組や、外食等事業者を所管する農林水産省等の関係省庁の関与のもと作成することが求められる手引書を活用するなどして、外食等事業者による誤認のない、**適切なアレルギー情報の提供が促進されることが期待される**ところである。また、企業経営においては、法令の遵守のみならず、社会的な要請に応えることも求められると考えられるところであり、こうした観点から、外食等事業者へのアレルギー情報の提供の必要性の周知や、優良な取組事例の紹介などにより、**自主的な取組を広げていく**といった視点も踏まえる必要があると考えられる。

# 食物アレルギーに関連する表示の現状

## 【食物アレルギー表示の対象範囲】

(数ppm、数 $\mu$ g/g以上)

### ●容器包装されたアレルゲンを含む加工食品及び添加物

※アレルゲンに由来する添加物を使用した場合、一部の生鮮食品も対象となります。

加工食品

## 【食物アレルギー表示の対象としていないもの】

### ●容器包装に入れずに販売する食品（ばら売りや量り売りなど）

### ●設備を設けて飲食させる食品（飲食店で提供される食品、出前など）

※飲食店で容器包装に入れられた食品を販売する場合は表示が必要です。

外食・中食

### ●酒類（食品製造時に使用されるアルコールも含む）

※顔が赤くなる、動悸等の症状が、特定原材料等の抗原性によるものかアルコールの作用によるものかを判断することが極めて困難であり、酒類によりアレルギー疾患を引き起こすとの知見が得られにくいため、現時点では表示義務の対象となっていません。

注：容器包装の表示可能面積が 30 cm<sup>2</sup>以下の場合であっても、食物アレルギー表示は省略できません。

## ■食物アレルギー表示対象品目

| 表示 | 用語                | 品目*  |
|----|-------------------|--|
| 義務 | 特定原材料（7品目）        | えび・かに・小麦・そば・卵・乳・落花生（ピーナッツ）   |
| 推奨 | 特定原材料に準ずるもの（21品目） | アーモンド・あわび・いか・いくら・オレンジ・カシューナッツ・キウイフルーツ・牛肉・くるみ・ごま・さけ・さば・大豆・鶏肉・バナナ・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・りんご・ゼラチン |

「加工食品の食物アレルギーハンドブック」（消費者庁 令和3年3月）

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_sanitation/allergy/assets/food\\_labeling\\_cms204\\_210514\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/assets/food_labeling_cms204_210514_01.pdf)



# 「外食等におけるアレルギー情報の提供の在り方検討会」中間報告

(平成 26年 12月、平成 27年 4月 一部改定)

原材料に関する情報の提供を基本に、情報の正確性の確保、適切な調理上等の管理措置、外食等事業者の情報提供のレベルアップ、事業者・従業員への研修の実施など事業者の自主的な取り組みの下で進めていく（要旨）

## （中間報告） 9 おわりに

本報告書の内容を踏まえ、消費者庁による食物アレルギー患者や事業者に対するアレルギー情報の提供促進のための取組や、外食等事業者を所管する農林水産省等の関係省庁の関与のもと作成することが求められる手引書を活用するなどして、外食等事業者による誤認のない、**適切なアレルギー情報の提供が促進されることが期待される**ところである。また、企業経営においては、法令の遵守のみならず、社会的な要請に応えることも求められると考えられるところであり、こうした観点から、外食等事業者へのアレルギー情報の提供の必要性の周知や、優良な取組事例の紹介などにより、**自主的な取組を広げていく**といった視点も踏まえる必要があると考えられる。

なお、食品表示法において、施行後3年を目途に、施行状況を確認する規定が設けられているところである。本報告書において取りまとめた外食等事業者の取組については、外食等事業を対象としていること、外食等事業者のコンプライアンスとの関連を踏まえた、自主的な取組を促していくものであるという点において、食品表示法で規定する、食品の容器包装への義務表示とは対象が異なるものであるが、消費者（食物アレルギー患者）への情報提供という点においては趣旨が共通する部分もあることから、**食品表示法の施行状況の調査と同じタイミングで、外食等事業者の取組状況を確認すべき**と考えられる。

# 「中間報告」から7年 取り組みは進んでいるのか？ 調べてみました

「外食等におけるアレルゲン情報の提供の在り方検討会」（平成26年）で委員を務めた患者会を中心に、食物アレルギー患者が外食・中食に向き合っている現状を明らかにするWeb調査を行った

- 調査対象：食物アレルギー患者本人または保護者
- 調査方法：インターネットを用いた調査 調査期間：令和3年8月～9月

## 【調査を行った8患者会】

NPO法人アレルギーを考える母の会

NPO法人ピアサポートF.A.cafe

大阪狭山食物アレルギー・アトピーサークル「Smile・Smile」

NPOアレルギー児を支える全国ネット「アラジーポット」

NPO法人アレルギーの正しい理解をサポートするみんなの会

アレルギーっ子の子育てママ

ひらつか食物アレルギーの会

えびなアレルギーサークルデイジー

（監修：昭和大学医学部小児科学講座教授 今井孝成先生）

結果は第22回食物アレルギー研究会（令和4年2月）で報告

# ○ 外食・中食における食物アレルギー調査の結果（概要）

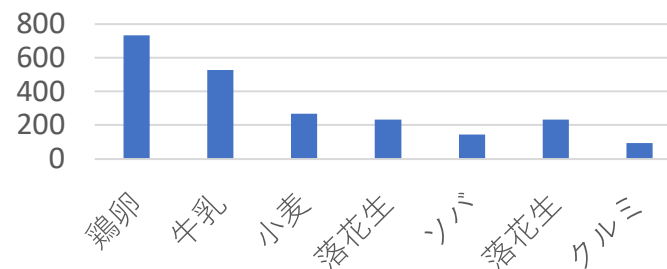
有効回答 1141名

平均年齢 12.9±12.8歳

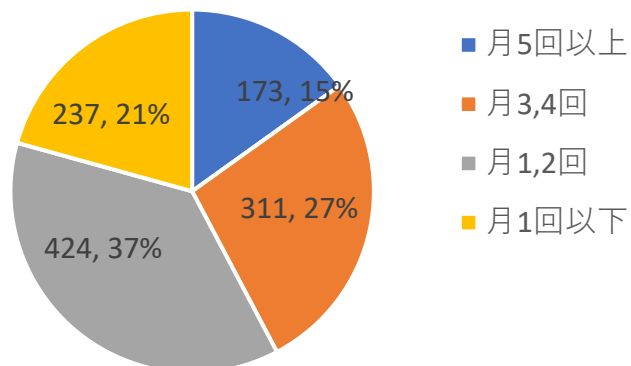
アナフィラキシー既往 772名 (67.4%)

エピペンあり 583名 (50.9%)

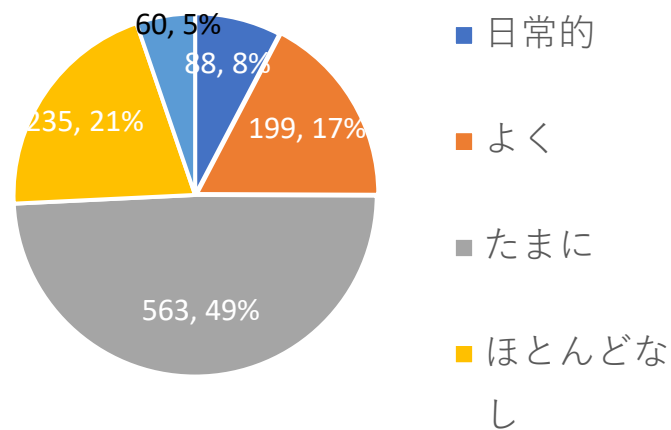
### 主要原因食物頻度

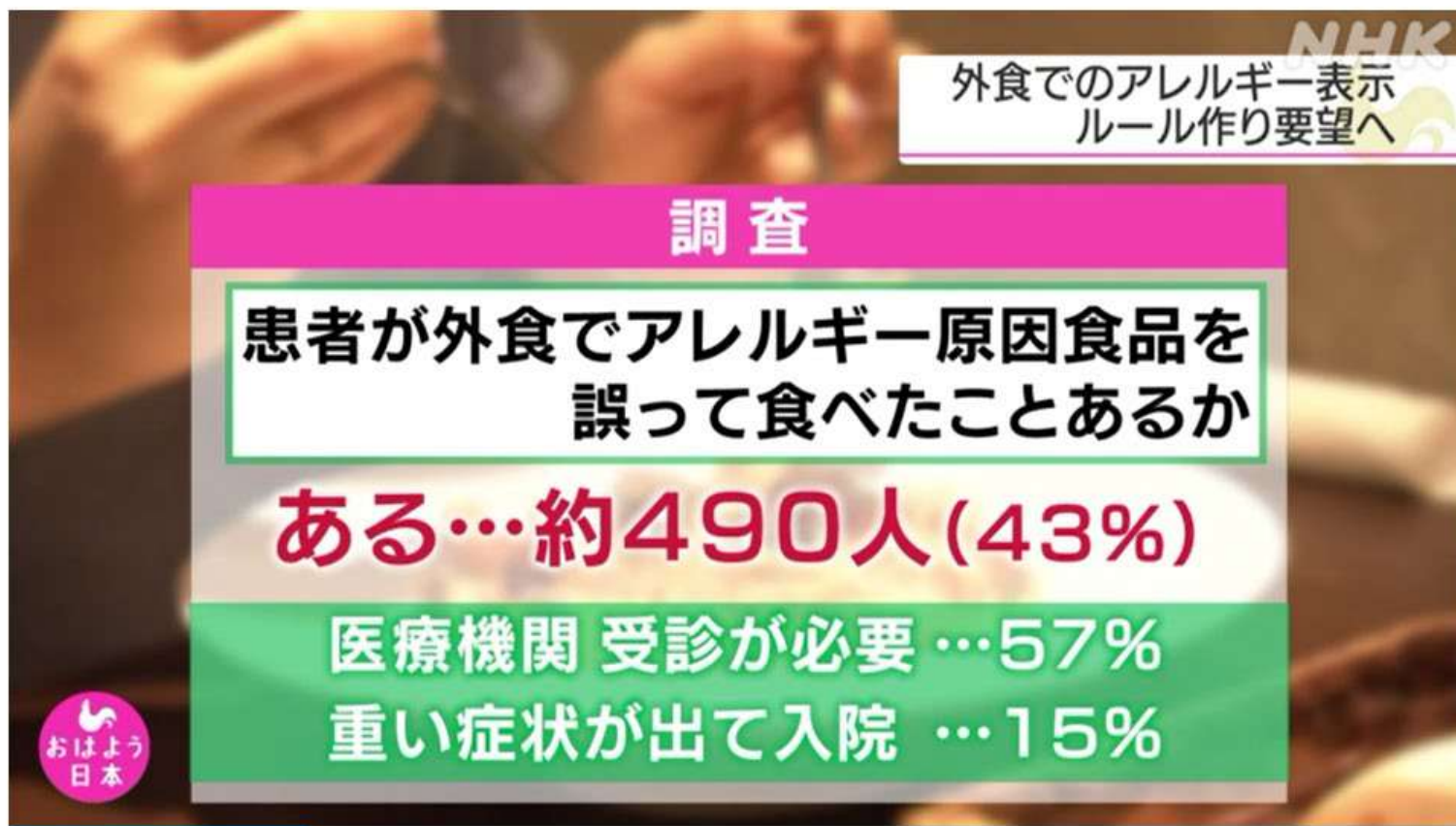


### 外食



### 中食





## 外食で食物アレルギー誤食は約40% 患者会 がルール作り要望へ

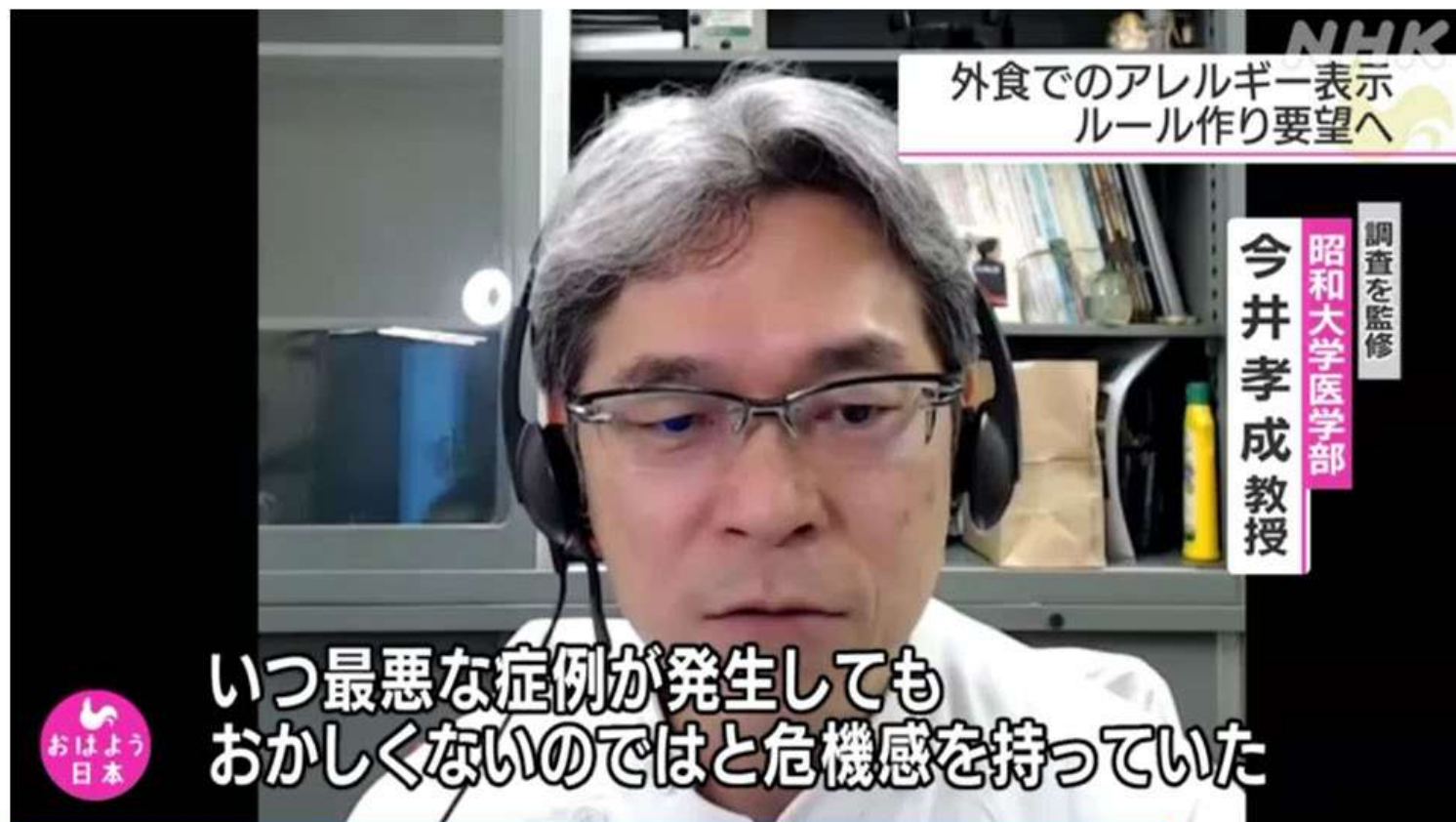
2021年11月11日 4時28分

## 誤食の原因 (複数回答)

- **患者の確認ミス 431件**
- **店舗側のミス 368件**
  - \* 口頭で確認したが、回答に誤りがあった
  - \* 表示はあったが、内容に誤りがあった

## 自由記載 97/969

- **店員の理解・教育をしっかりとしてほしい**
  - \* しっかりとアレルギーの知識を持った上で表示をしてほしい
  - \* シールと違う材料が使われていた。「シールを使い終わるまで使う」と言っていた
  - \* アレルギーのことを聞かれ迷惑そうな顔をするのはやめてほしい
  - \* 入店拒否や面倒くさいという表情。そんな奴は来るな、と言われてるようでつらい
  - \* 症状が出ても補償しないという同意書にサインを求めるのはやめてほしい



## 外食で食物アレルギー誤食は約40% 患者会 がルール作り要望へ

2021年11月11日 4時28分

# 「表示のルール作り」を消費者庁に要望

(令和3年11月11日)

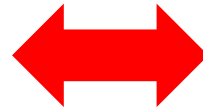
「入院を要するような重症症例が発生し続けていることは、この間の取り組みが不十分であることを表しており、患者として到底、看過できない（中略）実効性ある表示ルール作りに早急に取り組むよう要望する」



伊藤明子消費者庁長官（右から4人目）に要望を行った（11月11日）

# 表示の実情に県民理解を広げる必要

## 患者の要望



## 消費者庁の対応

対応は規模の大きいチェーン店などの事業者から始める、コンタミ（混入）までの対応は求めないなど対応可能なルールを、消費者庁が早急に作ることが求められる

今できなければ、学校と同様に死亡事故が起きて、初めて本格的に動き出すことになるのではと危惧される



自主的な対応を促すパンフ発行(令和5年3月)にとどまる



# 学校、保育所の対応原則を確認し取り組み推進を

今年3月、日本学校保健会から「令和4年度 アレルギー疾患に関する調査報告書」が公表された。9年ぶりの調査で、食物アレルギー、命にかかわるアナフィラキシーやショック症状を呈する児童・生徒が増え続けている一方で、調査結果は、学校現場の取り組みが停滞していることを表していた。中には、いまだに対応は学校に「丸投げ」していると思われる県も数県あった。

当会が昨年度に行ったオンライン研修会の中で、西日本のある市の教育委員会の給食責任者から「いつ原因食物の完全除去対応を原則とすることが決まったのか」との質問が出され驚いた。再びあの痛ましい死亡事故（2012年12月 東京・調布市）などが起こらないよう、もう一度、対応原則を確認し取り組みを進める必要がある。

# 小学校で給食の誤食による死亡事故

(2012年12月 東京・調布市)

【経過】抜粋 (赤字は「母の会」注)

(13:35) Sさんは便座に座り後方にもたれかかるように座っていた

呼吸無し、脈波触知せず 顔面蒼白 (心肺停止)

(13:36) 校長がエピペン注射 (1回目は針が刺さらず、再度試み、打った)

(症状発現から14分)

AED用意、通電の必要なし のメッセージ

(13:40) 救急車到着(10分で到着)

(14:12) 杏林大学到着

(16:29) 死亡確認

調布市立学校児童死亡事故検証結果報告書

調布市食物アレルギー事故再発防止検討結果報告書

明らかな「エピペン」投与の遅れ

「エピペン」<sup>®</sup>が適切に使われていたら、救命されていた可能性も

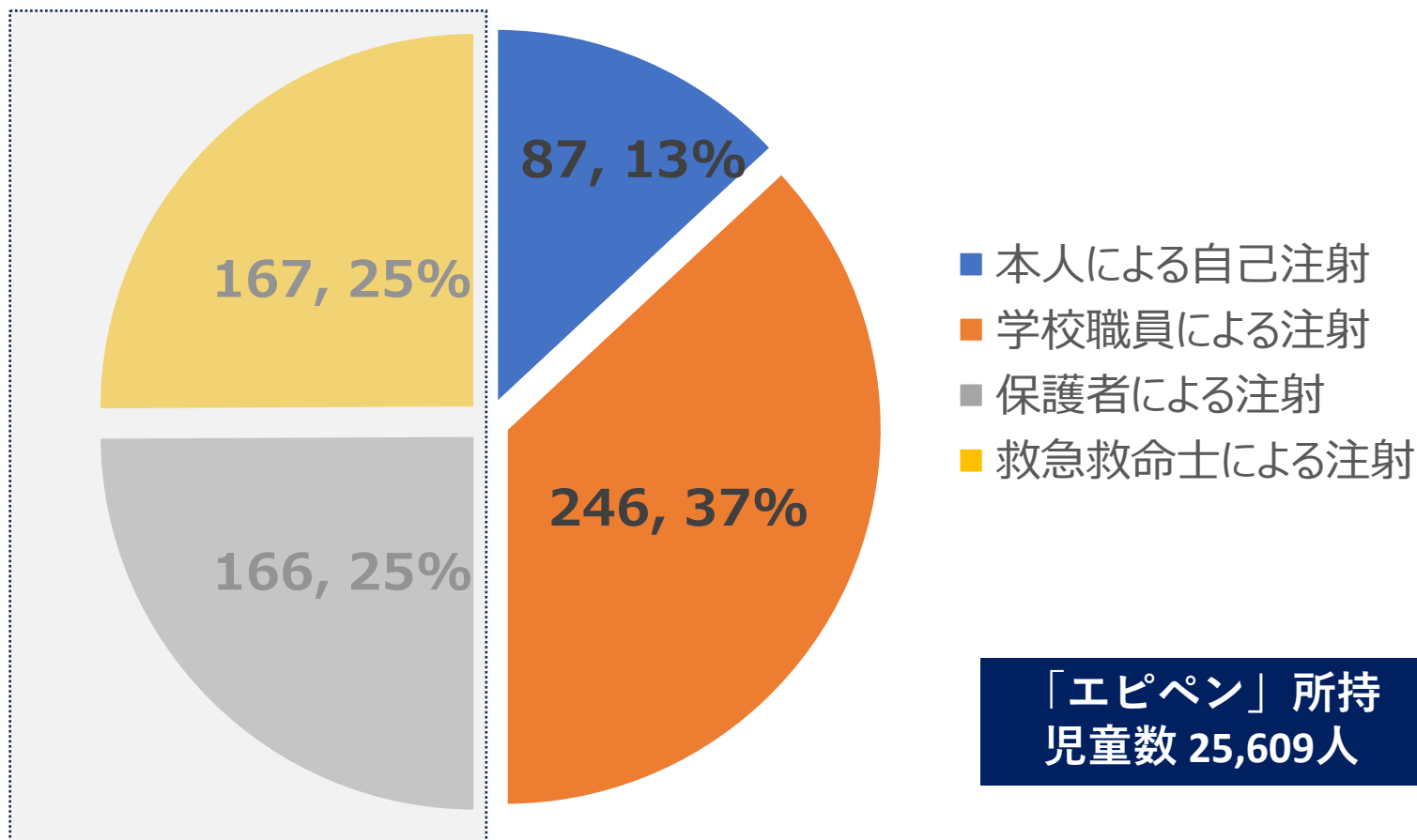
(後で分かったこと：この学校で適切な研修は行われていなかった)

# 必要な時に使われない可能性は今もある

## 小学校 エピペン®使用者数 (年間666件)

令和3年4月1日～令和4年3月31日

投与が遅れる可能性



(日本学校保健会 令和4年度アレルギー疾患に関する調査報告書)

NPO法人 **アレルギーを考える母の会**  
**相談窓口** (無料)

毎月第4火曜10時~12時 かながわ県民センター15F

相談専用携帯 090-3220-4425 (24時間対応)

ホームページ : [hahanokai.org](http://hahanokai.org)

